

## 第7 し尿処理事業

### 1 し尿処理事業の沿革

汚物掃除法施行時代は農家と市街地住民との相互依存により、農村還元によって処理していたが、昭和26年ごろから人口の都市集中と農家の労働力不足さらには化学肥料の普及などによって、し尿処理は困難になってきた。

昭和29年 清掃法の施行に伴い、し尿処理は市町村の義務とされたため、9月に高松市清掃条例を制定して、一般家庭及び事業所等の汲み取り業務は許可業者（2業者）で、市施設（学校等）の汲み取りはポンプ車1台を購入して直営（昭和35年廃止）でそれぞれ開始した。汲み取ったし尿は果樹園や農村地帯へ運んで処理した。

昭和31年 し尿汲み取り家庭が7,000戸を超えたため、さらに1業者を許可し3業者とした。

昭和34年 化学肥料等の普及により農村へ還元できる量が減少したため、し尿不需要期には貯留槽の不足をきたした。その対策として農家のし尿貯留槽設置を奨励し補助金を交付した。

昭和37年 農村還元のみでは処理できなくなり、この打開策として海洋処分を開始するとともに抜本的対策として、し尿処理施設を3か年の継続事業で建設することを計画したが、地元関係者から設置反対の民事訴訟を提起され、その解決までに4年余りの歳月を要した。

昭和40年 許可業者の責任体制を明確にして、サービスの向上をはかるため許可業者の地域指定を行い、汲み取り業者の指導監督に努めた。

昭和42年 地元住民との和解が成立し、し尿処理施設建設に着手した。

昭和43年 1日100k1の処理能力をもつ近代的消化槽方式の施設が竣工し、し尿汲み取り料金についても、一般家庭に定額制を採用して、業者の指導監督に努めた。

昭和47年 海洋汚染防止法施行令の一部改正により、瀬戸内海での海洋処分が昭和48年3月31日で禁止となるため、し尿の外洋処分に備えて、し尿処分中継所を新設した。

昭和48年 近隣9町のし尿処理について、事務委託によって本市が処理することとした。

また、新東光丸（委託）によるし尿外洋処分を4月から潮岬南方64海里で実施するとともに、し尿陸上処理施設の建設について検討を進めたほか、公共下水道による水洗便所の普及に努めた。

昭和49年 市内のし尿は、市が許可した5業者が収集し、衛生処理センターによる陸上処理と新東光丸による外洋処分を実施した。

昭和50年 衛生処理センターの施設改良工事（三次処理施設）を行った。

昭和51年 外洋処分海域の変更により、9月から潮岬沖南南西140海里に処分するとともに、新たに600k1積貯留船を1基建造した。

昭和53年 し尿中継所に燃焼脱臭装置を設置し、周辺環境の整備を行った。

昭和54年 し尿中継所の1号貯留船が老朽化（昭和47年建造）したため、新貯留船（貯留能力250k1）を建造し、業務の円滑を図った。

昭和55年 し尿中継所の2号貯留船が老朽化したため、新貯留船（貯留能力350k1）を建造し

- たほか、衛生処理センターに放流水計測装置を設置した。
- 昭和56年 衛生処理センター周辺で、陸上部及び海域にわたり環境調査を実施し、この調査結果を踏まえて、さらに施設の円滑な運営に努めた。
- 昭和57年 高松地区広域市町村圏振興事務組合が、近隣9町を含めたし尿の全量を陸上処理するための新施設建設を行うこととなり、建設について地元の亀水町の同意が得られた。
- 昭和58年 高松地区広域市町村圏振興事務組合により、9月から320k1/日のし尿処理能力を有する高松地区広域衛生処理センター（仮称）の建設に着手した。  
し尿未収集地区であった男木町に12月から特殊車両を配備してし尿収集を開始した。
- 昭和61年 高松地区広域衛生処理センター（仮称）の建設により、高松市衛生処理センターを撤去したことから、新施設の一列を使用して試運転を兼ねて本市のし尿処理を行った。
- 昭和62年 高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センターが竣工し、広域事業として高松市と近隣9町のし尿処理の操業を開始した。  
センターの操業により、高松市のし尿海洋処分を廃止するとともに、衛生処理センターへのし尿搬入は陸上輸送を廃止し、中継所からの海上輸送を開始した。
- 平成 元年 下水道及び浄化槽の普及に伴い、し尿汲み取り収集世帯が減少し、各許可業者間の収集世帯数に不均衡が生じたので地区割の変更を行った。
- 平成 7年 高松地区広域市町村圏振興事務組合により、衛生処理センター中継所（貯留能力1,500k1）の整備工事に着手した。
- 平成 9年 高松地区広域市町村圏振興事務組合衛生処理センター中継所が竣工し、業務を開始した。
- 平成15年 衛生処理センター脱水汚泥の焼却処理を取りやめ、セメント原料としてリサイクル活用する外部委託処理とした。
- 平成18年 合併により、高松地区広域市町村圏振興事務組合が3月31日付けで解散したことに伴い、4月1日から高松市が衛生処理センターの業務を引き継ぐとともに、三木町、綾川町のし尿処理業務を受託した。  
また、衛生処理センターの名称を高松市衛生処理センターに改称した。
- 平成20年 一般廃棄物処理基本計画を策定
- 平成23年 し尿等の処理量の減少傾向などを踏まえ、効率的な汚水処理を行うため、衛生処理センター中継所内にし尿等の前処理施設を整備し、汚泥移送管（海底管）で東部下水処理場に移送し、下水とし尿等を共同処理することについて、9月に市議会経済環境常任委員会・建設水道常任委員会合同調査会に報告し、了承された。
- 平成24年 中継所前処理施設の整備のため、生活環境影響調査を実施した。
- 平成25年 中継所前処理施設の整備のため、実施設計業務を行った。
- 平成26年 中継所前処理施設の整備工事に着手した。
- 平成28年 3月に中継所前処理施設が竣工し、稼働を開始した。  
10月から東部下水処理場へし尿等を移送し、下水との共同処理の試運転を開始した。
- 平成29年 3月末に衛生処理センターを廃止した。  
4月1日からし尿等と下水との共同処理の本格実施を開始した。  
また、高松市衛生処理センター中継所の名称を高松市衛生センターに改称した。

平成30年 9月に女木町貯留槽が竣工し、11月から供用開始した。  
3月に旧衛生処理センター解体撤去工事に着手した。

## 2 し尿処理施設の概要

### (1) し尿処理施設

名称 衛生処理センター (平成29年3月末廃止、解体撤去工事中)  
所在地 高松市亀水町458番地3  
敷地面積 27,002㎡  
処理方式 高負荷脱窒素処理方式  
処理能力 320kl/日  
工期 着工 昭和58年9月12日 竣工 昭和62年3月31日  
設計・施工 久保田鉄工(株)  
総事業費 2,846,000千円  
(うち補助金 国 1,172,238千円 県 264,872千円 組合債 1,251,000千円)

### 施設の構造概要

(単位：㎡)

区分	処理棟	管理棟	渡廊下
主体構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
建築面積	2,491.71	381.91	16.00
床面積	2F 1,533.48	2F 331.71	16.00
	1F 2,169.15	1F 350.98	
	BF 2,222.51		
延床面積	5,925.14	682.69	16.00
延床面積合計	6,623.83		

処理方式 高負荷脱窒素処理方式

ア 前処理 破砕機+ロータリースクリーン(分離)+スクリーンプレス(脱水)

イ 一次・二次処理 高負荷脱窒素処理法+凝集沈殿法

ウ 高度処理 砂ろ過+活性炭吸着

エ 汚泥処理 濃縮+脱水

脱水汚泥処理は、平成16年1月から外部委託

脱臭方法

ア 高濃度臭気 薬洗脱臭(水+アルカリ+次亜塩素酸)+活性炭吸着

イ 中濃度臭気 薬洗脱臭(水+アルカリ+次亜塩素酸)+活性炭吸着

ウ 低濃度臭気 活性炭吸着

### (2) し尿処理施設

名称 衛生センター  
所在地 高松市朝日町五丁目5番56号  
敷地面積 3,378.45㎡  
ア 受入棟、管理棟及び駐輪場  
貯留能力 1,500kl (500kl×3槽)  
工期 着工 平成7年7月20日 竣工 平成9年3月7日  
設計・監理 (株)日本環境工学設計事務所  
施設整備工事 西松建設(株)四国支店  
機械設備工事 (株)荏原製作所四国支店  
総事業費 1,689,864千円 (うち組合債1,373,300千円)  
イ 前処理施設

処理能力 378kl/日  
 工期 着工 平成26年12月22日 竣工 平成28年3月15日  
 設計・監理 ㈱NJS西部支社高松出張所  
 施工 ㈱西原環境西日本支社関西支店  
 総事業費 846,748千円（うち市債641,000千円）

施設の構造概要

(単位：㎡)

区分	受入棟	管理棟	前処理棟	駐輪場
主体構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
建築面積	929.50	490.82	133.19	12.00
床面積			4 F 50.11	12.00
			3 F 129.88	
		2 F 456.04	2 F 34.90	
	1 F 921.00 B F 813.64	1 F 460.39	1 F 129.88	
延床面積	1,734.64	916.43	344.77	12.00
延床面積合計	3,007.84			

脱臭方法

- ア 高濃度臭気 生物脱臭＋活性炭吸着
- イ 低濃度臭気 活性炭吸着

高松市及び三木町・綾川町のし尿等を受け入れ、前処理を行った後、東部下水処理場へ移送し、下水と共同処理を行っている。

「節水型都市づくり」の観点から、中継所屋上（約1,200㎡）の雨水を有効利用するため、雨水・中水合わせて150m<sup>3</sup>の貯留・受水槽を設置し、トイレ・床洗浄・機器冷却・樹木への散水等に使用している。

(3) し尿貯留槽

名称	所在地	容量(m <sup>3</sup> )	備考
塩江町貯留槽	高松市塩江町安原下第1号382-1	110	
庵治町貯留槽	高松市庵治町3319-3	80	
香川町貯留槽	高松市香川町安原下第3号2273-6	304	
国分寺町貯留槽	高松市国分寺町新名2215-6	125	綾川町に管理委託
女木町貯留槽	高松市女木町字牛カケ805-2	40	

3 平成30年度し尿等処理計画（概要）

(1) 平成30年度は、次の1市2町のし尿（浄化槽汚泥を含む。）を処理する。  
（単位：k1）

区 分	処 理 量
高 松 市	49,500
三 木 町	7,350
綾 川 町	6,000
計	62,850

※ 三木町，綾川町の処理量は、両町からの申請量

(2) 高松市計画収集処理量 49,500 k1

種 別	収集量 (k1)	常住人口 (人)	世帯数 (世帯)	昼間流入人口 (人)
し 尿	11,100	14,044	6,040	760
浄化槽汚泥	38,400	165,561	70,360	3,040
合 計	49,500	179,605	76,400	3,800

4 し尿・浄化槽汚泥処理量実績

(1) 年度別し尿・浄化槽汚泥処理量実績

備考 ・上段=し尿 ・中段=浄化槽汚泥 ・下段=小計 (単位：k1)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
高 松 市	13,828	13,616	12,822	12,851	12,339
	36,193	35,186	38,853	38,074	38,942
	50,021	48,802	51,675	50,925	51,281
三 木 町	2,697	2,513	2,535	2,460	2,461
	5,636	5,759	5,976	5,448	6,048
	8,333	8,272	8,511	7,908	8,509
綾 川 町	1,787	1,680	1,661	1,409	1,447
	3,111	3,057	3,649	3,645	3,906
	4,898	4,737	5,310	5,054	5,353
計	18,312	17,809	17,018	16,720	16,247
	44,940	44,002	48,478	47,167	48,896
	63,252	61,811	65,496	63,887	65,143

(2) 平成29年度 月・市町別し尿・浄化槽汚泥処理量実績

備考 ・上段=し尿 ・中段=浄化槽汚泥 ・下段=小計 (単位：k1)

市町		月												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
高松市	し尿	1,089.07	983.30	1,014.82	971.72	1,104.20	1,083.08	1,281.81	1,042.66	1,185.89	953.31	992.07	637.51	12,339.44
	浄化槽汚泥	3,397.33	3,207.93	3,289.14	3,076.26	2,967.19	2,646.90	3,186.19	3,166.51	3,228.64	2,965.48	3,348.86	4,640.90	38,941.33
	小計	4,486.40	4,191.23	4,303.96	4,047.98	4,071.39	3,729.98	4,468.00	4,209.17	4,414.53	3,918.79	4,340.93	5,098.41	51,280.77
三木町	し尿	223.77	177.40	188.23	213.92	257.89	231.25	369.92	208.20	140.09	167.81	169.20	113.06	2,460.74
	浄化槽汚泥	449.64	509.41	615.12	520.86	429.74	410.36	403.83	423.92	599.02	455.26	529.78	700.96	6,047.90
	小計	673.41	686.81	803.35	734.78	687.63	641.61	773.75	632.12	739.11	623.07	698.98	814.02	8,508.64
綾川町	し尿	119.32	115.32	108.34	103.21	128.53	116.85	129.81	123.30	145.55	107.46	122.36	126.69	1,446.74
	浄化槽汚泥	346.47	330.60	369.79	301.61	305.77	308.61	294.95	367.24	333.11	235.13	328.02	384.84	3,906.14
	小計	465.79	445.92	478.13	404.82	434.30	425.46	424.76	490.54	478.66	342.59	450.38	511.53	5,352.88
合計	し尿	1,432.16	1,276.02	1,311.39	1,288.85	1,490.62	1,431.18	1,781.54	1,374.16	1,471.53	1,228.58	1,283.63	877.26	16,246.92
	浄化槽汚泥	4,193.44	4,047.94	4,274.05	3,898.73	3,702.70	3,365.87	3,884.97	3,957.67	4,160.77	3,655.87	4,206.66	5,546.70	48,895.37
	小計	5,625.60	5,323.96	5,585.44	5,187.58	5,193.32	4,797.05	5,666.51	5,331.83	5,632.30	4,884.45	5,490.29	6,423.96	65,142.29

5 平成29年度し尿処理単価

処理経費	処理量	処理単価 (円/k1)
305,346千円	51,281k1	5,954円

6 し尿収集料金の推移 (参考)

改定年月日	定額制 (一般家庭)		従量制 (事業所等)	特別料金(加算)		
	人数割 (1人1カ 月につき)	回数割 (1回につき)	(18ℓにつき)	ホース2本 (40m)を超え る場合、ホース 1本につき	軽四輪車に よる収集の 場合、1回 につき	一般家庭用無 臭トイレの場合、 1回につき
昭和29年10月16日	円 12	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
昭和30年4月1日	—	—	12	—	—	—
昭和37年4月1日	—	—	15	—	—	—
昭和39年4月1日	—	—	20	—	—	—
昭和43年4月1日	50	40	25	—	—	—
昭和46年4月1日	60	50	35	—	—	—
昭和48年8月1日	75	60	45	100	100	—
昭和49年7月1日	100	120	60	100	100	—
昭和50年10月1日	110	130	70	100	100	—
昭和52年8月1日	150	160	95	100	200	—
昭和55年1月1日	180	190	115	150	250	250
昭和59年8月1日	230	240	150	200	320	320
平成2年10月1日	290	300	190	250	410	410
平成7年10月1日	330	340	210	280	460	460

- ※1 平成元年5月1日から当該金額によって積算した合計額に消費税及び地方消費税として100分の3を、平成9年4月1日から100分の5を、平成26年4月1日から100分の8を乗じて得た額(ただし、10円未満の端数金額についてはこれを切り捨てた額)を加算
- ※2 1歳未満の者は定額制の人数割人員に含めない
- ※3 高松市国分寺町地区は、平成21年3月31日までは、旧国分寺町の収集料金  
平成21年4月1日以降は、高松市の収集料金に統一

7 し尿収集業許可一覧表

(平成30年4月1日現在)

許可期間	業者名	所在地	台数
平成30年4月1日～ 平成32年3月31日	高松清掃(株) 代表取締役 三日月 善夫	高松市亀岡町14番11号 (TEL 831-1555)	13台
平成30年4月1日～ 平成32年3月31日	(株)高松衛生社 代表取締役 川口 義晶	高松市浜ノ町33番5号 (TEL 851-4525)	8台
平成30年4月1日～ 平成32年3月31日	農協清掃(株) 代表取締役 黒川 幸典	高松市上之町一丁目9番11号 (TEL 865-6636)	8台
平成30年4月1日～ 平成32年3月31日	(株)新日本清掃 代表取締役 由佐 慎吾	高松市福岡町三丁目6番36号 (TEL 821-6178)	5台
平成30年4月1日～ 平成32年3月31日	(株)三木山田清掃 代表取締役 香西 岩男	木田郡三木町大字池戸2960番地 (TEL 898-1445)	2台
平成30年4月1日～ 平成32年3月31日	(有)東讃清掃 代表取締役 真鍋 由子	さぬき市長尾東3164番地 (TEL 0879-52-2184)	2台
平成30年4月1日～ 平成32年3月31日	国分寺衛生社 代表 大西 明彦	高松市国分寺町柏原993番地6 (TEL 874-4186)	2台

※ 原則、一般廃棄物収集運搬業(ごみを除く。)の新規許可を行わない。